

参 考 資 料

- 1 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県少子化対策推進連絡会議会員名簿
- 2 用語解説
- 3 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況（平成30年度末現在）
- 4 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

1 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県少子化対策推進連絡会議会員名簿

○愛媛県子ども・子育て会議

| 分 野 | 氏 名 | 役 職 | 備 考 |
|----------------|--------|----------------------|------|
| 学識経験者 | 金子 省子 | 愛媛大学教育学部教授 | 会長 |
| 子ども・子育て支援事業従事者 | 八木 幸美 | 愛媛県保育協議会副会長 | |
| | 二宮 一朗 | 愛媛県私立幼稚園協会理事長 | |
| | 阿部 活志 | 全国認定こども園地方裁量型園長会副会長 | |
| | 小西 佳子 | 一般財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会会長 | |
| | 友川 札 | 一般社団法人愛媛県社会福祉士会会員 | |
| | 児玉 義史 | 児玉小児科医院院長 | |
| 子どもの保護者 | 宇都宮 美由 | 愛媛県PTA連合会副会長 | |
| | 伊藤 悟志 | 公募委員 | |
| 事業主代表者 | 岩丸 裕建 | 一般社団法人愛媛県法人会連合会参事 | 会長代理 |
| 労働者代表者 | 白石 浩司 | 日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長 | |
| 関係行政機関 | 平井 千恵子 | 愛媛労働局雇用環境・均等室長 | |
| 職 員 | 矢葺 芳子 | 松山市保健福祉部子育て支援課長 | |

○愛媛県少子化対策推進連絡会議

| 役 職 | 所 属 及 び 職 名 |
|-----|-------------------------|
| 会 長 | 保健福祉部 生きがい推進局長 |
| 副会長 | 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課長 |
| 会 員 | 総務部 総務管理局 私学文書課長 |
| | 企画振興部 政策企画局 総合政策課長 |
| | 県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課長 |
| | 県民環境部 防災局 消防防災安全課長 |
| | 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課長 |
| | 保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課長 |
| | 保健福祉部 健康衛生局 健康増進課長 |
| | 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課長 |
| | 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課長 |
| | 農林水産部 農業振興局 農産園芸課長 |
| | 土木部 道路都市局 建築住宅課長 |
| | 教育委員会事務局 管理部 社会教育課長 |
| | 教育委員会事務局 指導部 義務教育課長 |
| | 教育委員会事務局 指導部 高校教育課長 |
| | 警察本部 生活安全部 生活安全企画課長 |

2 用語解説

■ アルファベット ■■■

LED信号機 (P97)

発光光源として LED（発光ダイオード：Light Emitting Diode）を用いた信号機で、従来の白熱電球を発光光源とした信号機と比べ、長寿命、省電力であるほか、疑似点灯（太陽光が当った場合に信号機が点灯しているように見える現象）の防止効果等の利点がある。

M F I C U (母体・胎児集中治療室) (P64)

切迫早産や胎児異常などの重篤な母体・胎児に対して、高度な医療の中で集中治療できる施設。

N I C U (新生児集中治療室) (P64)

小さく生まれた、予定より早く生まれた、病気を持って生まれた等の新生児に対して、高度な医療の中で集中治療ができる施設。

■ あ行 ■■■

一般事業主行動計画（次世代法）(P102、150)

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって策定するもの。計画期間や目標、その達成のための対策と実施時期を定める。従業員 101 人以上の事業主は策定・届出、公表・周知の義務を、同 100 人以下の事業主は努力義務を負う。

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）(P101)

女性活躍推進法に基づき、事業主が策定するもので、職場の女性活躍に関する状況の把握・課題の分析等を行い、計画期間や数値目標、取組内容、取組の実施時期を定める。従業員 301 人以上の事業主は策定義務を、同 100 人以下の事業主は策定の努力義務を負う。令和元年 6 月に改正法が公布され、令和 4 年 4 月 1 日より 101 人以上の事業所に行動計画の策定義務の対象が拡大される予定。

医療的ケア児 (P66、90)

N I C U（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

インターンシップ (P79)

生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

愛顔（えがお）の子育て応援事業 (P68)

県内紙おむつメーカー、市町と県との官民協働により、第 2 子以降を出生された世帯に、紙おむつ製品の購入の際に利用できる 5 万円分（約 1 年分）のクーポン券を交付する事業。

えひめ学園 (P87)

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるなどにより、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童自立支援施設として県が設置している施設。

えひめ学校教育センター企業 (P80、81)

出前授業や施設見学等を通して、教育活動を支援する企業・団体等のこと。データベースに登録してホームページに掲載し、各学校に情報提供をしている。

えひめ教育月間 (P66)

「えひめ教育の日」と併せ、毎年 11 月を「えひめ教育月間」と定め、各学校や教育関係団体等が地域等において関連行事を集中的に実施し、県民の積極的な参加を促すこととしている。

えひめ教育の日 (P66)

教育に対する県民の意識・関心を高め、学校や行政だけでなく、家庭や地域などが一体となって、本県教育の推進を図るため、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、行動する契機となる日として、平成 20 年に、教育関係団体で組織する『えひめ教育の日』推進会議が、毎年 11 月 1 日（県及び市町の教育委員会の発足日）を「えひめ教育の日」と定めた。

えひめ結婚支援センター (P37、38、59)

未婚化・晚婚化対策のため、愛媛県が平成 20 年 11 月に開設した公的機関。企業・団体、市町、ボランティアなどと連携しながら、結婚支援イベント開催や 1 対 1 のお見合い（愛結び）を通じた出会いの場を提供している。

URL <https://www.msc-ehime.jp/>（えひめ結婚支援センターHP）

愛媛県社会的養育推進計画 (P4)

家庭養育優先原則を念頭に、子どもの最善の利益の実現に向けて、愛媛県における社会的養育の体制整備や考え方をまとめた計画。子どもの安全確保を最優先とした上で、家庭支援を図るとともに、代替養育が必要な場合については、児童養護施設や里親等の関係機関の協力の下、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備を目指している。

愛媛県少子化対策推進条例 (P4)

社会全体が一体となってさまざまな分野で少子化対策に取り組み、県民が家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、平成 26 年 9 月議会に議員提案され、同年 10 月 17 日に公布・施行。

愛媛県総合教育センター (P67、110)

教育に関する専門的な調査及び研究、教職員の研修、教育相談などに関する業務を行う施設。教育相談は、月～金曜日（年末年始、祝日を除く。）の 8:30～17:15 に受け付けている。

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例 (P95)

県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的に、「えひめ力の総結集」による自主防犯活動の推進を理念とし、県の責務、県民及び事業者の役割、地域活動団体の取組、市町への支援及び協力、協議会等の推進体制の整備などの基本事項を定めた条例。(平成25年4月1日施行)

愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略 (P50)

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、本県の目指す将来の方向性を示す「愛媛県人口ビジョン」を踏まえた目標や具体的な施策を示し、県内人口の自然減の歴止め、県外への流出の是正を着実に進めていくための戦略。

愛媛県保育士・保育所支援センター (P134)

潜在保育士の再就職や、保育士資格取得を支援することにより、子どもを安心して育てることが出来る体制を整備することを目的とした施設。センターの運営は、愛媛県社会福祉協議会に委託。

愛媛県母子保健計画 (P4)

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本として策定する県計画。第2期えひめ・未来・子育てプランに内包して策定している。

えひめ広域スポーツセンター (P79)

総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するための組織。(公財)愛媛県スポーツ振興事業団内に設置しており、ホームページ等による情報提供やクラブの創設・運営に関する助言などを行っている。

えひめ子育て応援企業 (P37、41)

仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業のうち、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の認証基準を満たし、申請に基づき県の認証を受けた企業。令和元年度から仕事と介護の両立支援等の認証基準を加えた「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に改称。

えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度 (P41、101、102、116、121、122)

仕事と子育て、介護等の家庭生活の両立支援に取り組む中小企業を申請に基づき県が認証するもの。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度等の規定整備、企業としての取組姿勢の明示等の認証基準を満たすと、「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」として認証され、さらに男性の育児休業取得等の取組実績があり、働き方の見直しに取り組んでいる企業は、上位認証である「えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業」として認証される。

えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度 (P83)

学校と警察が相互に児童生徒の問題行動に関する情

報交換を行い、連携して非行を防止するなど、児童生徒の健全育成を推進するための制度。

えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」(P83)

性暴力に関する相談窓口で、性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、産婦人科医等による医療的支援、臨床心理士等による心理的支援及び弁護士等による法的支援のほか、関係機関への同行支援などワンストップで総合的な支援を行う。

■ か行 ■■■

学校関係者評価 (P73、74、80、105)

保護者、学校評議員、地域住民、その他学校関係者などにより構成された評議委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校が行った自己評価の結果について評議することを基本として行うもの。

学校トラブルサポートチーム (P83)

生徒の重大な問題行動や保護者等から理不尽な要求があった学校を専門的な立場から支援するためのチーム。弁護士、医師、大学教授、警察関係者等の専門家で構成されている。

学校評議員 (P80、81)

地域住民が学校経営に参画する仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された。校長は学校評議員から得た意見を参考にしながら、特色ある開かれた学校づくりを実現していくことができる。

危険ドラッグ (P96)

覚醒剤、大麻等の規制薬物に似た作用をもつ成分や規制薬物そのものが含まれることのある危険な薬物。

キャリア教育 (P40、48、57、90、111、112)

学校等において、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己的個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

教育課程説明会 (P79)

学習指導要領に示されている指導する領域や内容を明確にするとともに、地域や学校、児童生徒の実態などを考慮しながら各学校において適切に教育計画を作成するための研究協議を行う会議。

合計特殊出生率 (P3、7、50)

その年次の15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する。

構造改革特区制度 (P58)

民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、特定の地域を対象に規制を緩和し、地域経済の活性化を図ろうとする制度。

URL

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html> (内閣府HP)

高等職業訓練促進給付金 (P93、121)

児童扶養手当支給の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職を容易にするために必要な資格取得に係る養成訓練の受講期間において支給される給付金。

心と体の健康センター (P65、82)

精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために設置している。松本市本町7丁目総合保健福祉センター内にある。

子育て世代包括支援センター (P37、64、67、115)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。母子保健法で、市町村は設置に努めることとされており、国では2020年度末までの全国展開を目指している。

子ども家庭総合支援拠点 (P67、86、88、115、119)

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による断続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

子どもの愛顔応援ファンド (P68、76、106、109、151)

広く県民や企業・団体の皆様の参画・協力を得て、官民共同による本県独自の子育て支援策や地域の子どもの支援活動の拡充を図るため、令和元年10月に創設。

子供の貧困対策に関する大綱 (P43、109)

子どもの貧困対策の推進に関する法律(昭和26年法律第64号)において、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、政府が定めることと義務付けられている大綱。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (P4、43、109)

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に整備された法律。

子ども療育センター (P67、89)

肢体不自由児と重症心身障害児の療育を目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設で、医療法に基づく病院としての機能も有する、障害児に対する福祉・保健・医療・教育が連携した総合的なサービスを提供する県内地域療育の拠点として平成19年4月1日に開所した施設。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、保育士、児童指導員など、多職種の専門スタッフが、障害の軽減、社会生活に必要な生活習慣の確立などの支援を行っている。

個別の教育支援計画 (P90、91)

障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握

し、教育の視点から適切な対応が行えるよう、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。

個別の指導計画 (P90)

子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の教育課程や指導計画等を踏まえて、具体的な個別の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

■ さ行 ■■■

里親 (P37、40、76、85~88、117、119)

児童福祉法に規定されている里親制度の下で、要保護児童を養育する「養育里親」、「専門里親」、養子縁組によって養親になることを希望する「養子縁組里親」などがある。

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。

次世代育成支援対策推進法 (次世代法) (P3、4、102、150)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを定めた法律。平成15年7月16日に公布され、平成27年3月31日までの時限立法であったが、平成26年4月23日に一部改正され、同法の有効期限は平成37年3月31日まで10年間延長となった。

URL

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai-suisinhou-gaiyou.html> (厚労省HP)

次世代育成力 (P51、53、55)

性別や年齢、ライフステージを問わず、次世代に関わり、育むことができる力。

持続可能な開発のための教育 (E S D) (P79)

現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育。

シックハウス症候群 (P99)

居住環境において化学物質等により汚染された空気を起因とした健康障害の総称。近年の住宅の高気密化による換気量の低下や化学物質を多量に用いた建材の使用により、新築や改築後の住宅などで化学物質による室内空気汚染などがあり、居住者に様々な健康被害

(疲労感、頭痛、めまい、吐き気、くしゃみ、鼻水、目やのどの痛み、呼吸困難など) が生じている事例がある。

指定管理者 (P99)

平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度であり、公の施設の管理について、従来の公共的団体等への管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任するもの。指定管理者の範囲については特に制約が設けられておらず、民間事業者も含まれる。

児童委員及び主任児童委員 (P67)

児童委員は、子育て、妊娠、出産、母子家庭などに対して、相談・援助、行政サービスの紹介などを行う。主任児童委員は、地域の児童健全育成活動や児童、妊娠等への援助活動などに従事するほか、地域に配置されている児童委員と関係機関との連絡調整なども行う。

児童家庭支援センター (P82、83、87、88、119)

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を必要とする児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする児童福祉法に定める施設。

児童館 (P68、75、99、100、106)

児童福祉法に定める児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

児童虐待 (P 27、40、42、44、48、51、53、64、67、85、86、129、138)

保護者により子ども（18歳に満たない者）に加えられた行為で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な育成や発達を損なう場合を言い、生命の危険のある暴行等に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。児童虐待の防止等に関する法律では①身体的虐待、②性的虐待、③保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、④心理的虐待の4つの行為類型を児童虐待として規定している。

児童憲章 (P4)

子どもの健やかな成長を願って昭和26年（1951年）5月5日の「こどもの日」に制定された子どものための権利宣言。子どもの社会保障・家庭・教育・労働・文化・保護などの権利と、それに対する社会の義務と責任をうたっている。

児童センター (P99)

児童館の機能に加え、児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せ持った施設。

児童相談所 (P 27、49、82、83、85~87、111、118、119)

児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている児童福祉の専門機関。児童相談所は、児童に関する様々な問題について家庭や学校などからの相談に対応し、児童及びその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定やその判定に基づく必要な援助（指導、措置）、児童の

一時保護などの業務を行う。

児童の権利に関する条約 (P 4、42)

18歳未満のすべての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）11月20日に国連総会において全会一致で採択されたもので「子どもの権利条約」とも呼ばれている。我が国は、平成2年（1990年）9月21日に条約に署名、平成6年（1994年）4月22日に批准を行い（世界で158番目）、同年5月22日から発効している。条約では、子どもは、保護され、支援されるべき存在として、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の4つの権利を守ることとされている。

URL

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>（外務省HP）

児童扶養手当 (P92、116、119、120、122)

ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育者に対して支給される手当。

児童養護施設 (P76、85、87、88、112、116~119、121、124、136)

保護者のいない児童（乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。以下同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護 (P42、119、124、129)

子どもの最善の利益及び社会全体で子どもを育むことを理念とし、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

周産期医療 (P38、48、64)

周産期とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、周産期医療とは、周産期を含めた前後の期間において、母体・胎児や新生児の生命に関わる突発的な緊急事態に対して、産科・小児科双方からの一貫した体制で提供する医療をいう。

周産期死亡率 (P38、64)

周産期死亡数は、妊娠満22週以後の死産数と出生後満7日未満の早期新生児死亡数を加えたものであり、周産期死亡率とは、年間の1,000出産に対する周産期死亡数の比率である。なお、出産数は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

就労活動促進費 (P116、120、121)

自ら積極的に就労活動に取り組む被保護者に対して、活動内容をはじめ、一定の条件のもと、月額5千円を支給するもの。

就労自立給付金 (P116、120、121)

保護脱却時に、税や社会保険料等の負担が生じることを踏まえ、保護受給中の就労収入の一部を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給する給付金。

授業評価システムガイドライン (P80)

県内の小中学校において、組織的・継続的な授業改善を行う授業評価システムを構築し、授業評価を基に授業改善が円滑かつ効果的に実施されるよう県教育委員会が平成20年3月に作成したガイドライン。

少年補導委員 (P82)

市町から委嘱され、街頭補導活動や相談活動、補導少年に係る家庭・学校・警察への連絡・通告、環境浄化活動、広報活動を行う者。

少年補導センター (P82)

青少年育成を目的として、市町に設置されている機関。いじめ・不登校・非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動をはじめ、非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動、有害環境の浄化活動、各種イベントをはじめとする広報啓発活動、就労支援、居場所づくりといった活動を行う。

食育 (P79、114、117)

健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するもの。

女性活躍推進法 (P 101)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表を事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けた法律。平成27年9月に公布・施行された。令和元年6月に改正法が公布され、今後、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが予定されている。

ジョブカフェ愛 work (愛媛県若年者就職支援センター) (P57、58、112、118)

愛媛県が松山市銀天街に設置し、若年者の就職支援や人材育成に向けた取り組みを総合的に実施している。行政や経済団体、企業、教育機関、保護者団体等が一体となって設立した（一社）えひめ若年人材育成推進機構によって運営されている。

自立援助ホーム (P37、40、87、88、119)

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの等に対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。

自立支援教育訓練給付金 (P121)

児童扶養手当支給の所得水準にあり、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母又は

父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する給付金。

自立相談支援機関 (P119)

自立相談支援事業を行う機関であり、福祉事務所設置自治体又は同自治体から委託を受けた団体。

自立相談支援事業 (P115、119、120)

生活困窮者自立支援法に基づく事業で、生活困窮者からの相談を受けて、生活困窮者が抱えている課題に応じた支援計画を策定し、自立に向けて包括的、継続的に支援を行うもの。

新生児死亡率 (P64)

出生1,000人に対する生後4週（28日）未満の死亡数。

新生児マスクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）(P62、70、71)

生後数日の赤ちゃんの足の裏から、ごく少量の血液をろ紙にしみ込ませて、専門の検査機関に送り、問題となる病気がないかどうか調べる検査のこと。

新・放課後子ども総合プラン (P43、75、116)

「放課後子ども総合プラン」の取組をさらに推進させ、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全小学校区での一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるもの。

スクールカウンセラー (P44、83、110、111、124)

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。

スクールソーシャルワーカー (P44、83、110、111、124)

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門家。

健やか親子21（第2次）(P4、117)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向けた国民運動計画。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に對し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 (P4)

成長過程にある者等に対し必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進すること目的に、2018年公布・2019年施行された。（略称：成育基本法）国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務を明記し、保護者並びに妊産婦の支援を含め、教育、医療、福祉等、関係分野の連携を規定している。

生活困窮者自立支援法（生活困窮者自立支援制度）(P76、106、115、117、118、119、120)

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保付金の支給その他の支援を行うことを定めた法律。(平成27年4月1日施行)

セーフティーリーダー (P96)

交通の安全や円滑のために、各種運動のリーダーとして活躍しているボランティアの人たち。県公安委員会が地域交通安全活動推進委員として委嘱している。

総合型地域スポーツクラブ (P79、113)

地域住民の自主的、主体的な運営により、子どもから高齢者まですべての世代の人が、身近な学校や公共スポーツ施設等を活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指して活動しているスポーツクラブ。

総合周産期母子医療センター (P64)

MF ICUやNICUなどを備え、合併症妊娠や重い妊娠高血圧症候群、切迫早産など、リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する周産期医療の中核施設。

■ た行 ■■■

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」(P4)

10年後の将来像を描いた長期ビジョン編と、その将来像の実現に向け、4年間で取り組む施策を盛り込んだアクションプログラム編により、愛媛づくりの方向性を示した県の長期計画。

タンデムマス法 (P62)

タンデムマスとは「タンデム型質量分析計」という測定機器のことであり、タンデムマス法とは、この機器を使って、血液ろ紙1回の分析でたくさんの病気を調べることができる検査法のこと。

地域周産期母子医療センター (P64)

産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、母体や胎児、新生児に対する比較的高度な医療を提供できる施設。

地域若者サポートステーション (P57、111、112)

働くことに悩みを抱えている人やその家族に対し、専門的な相談、各種セミナー、職場体験、他の就労支援機関との連携を通じて、職業的自立を支援する拠点。

低出生体重児 (P62、63、64)

出生児の体重が2,500g未満の新生児のことをいう。出生体重が1,500g未満の新生児を極低出生体重児、1,000g未満の新生児を超低出生体重児といい、低出生体重児には極低出生体重児も超低出生体重児も含まれる。

登下校防犯プラン (P42、95)

平成30年5月、新潟市で下校中の児童が殺害される事件が発生したことを受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、登下校時における総合的な防犯対策を強化するため、

①地域連携の場の強化
②通学路の合同点検の徹底及び整備・改善
③不審者情報等の共有及び迅速な対応
④多様な担い手による見守り活動の活性化
⑤子供の危険回避に関する対策の推進
を柱に、登下校時の子供の安全確保に関する対策を取りまとめたもの。(平成30年6月22日決定)"

特別支援学校のセンター的機能 (P90)

特別支援学校が有する専門的な知識・技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこと。小・中学校等の要請に応じて、特別支援教育に関する相談や情報提供、教員に対する研修協力、施設・設備の提供等を行う。

■ な行 ■■■

ニート (P57、112、118)

NEET (Not in Education, Employment or Training)
非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

乳児死亡率 (P38、64)

出生1,000人に対する生後1年末満の死亡数。

認可外保育施設 (P73、110、139、140)

児童福祉法による認可を受けないで、保護者との私的契約により乳児または幼児を保育する施設で、ベビーホテル・事業所内保育・その他の施設(託児所等)がある。

妊婦の日 (P61)

愛媛県産婦人科医会が中心となり、「いいお産(1103)」の語呂合わせで、毎年11月3日に「良い子を産み育てる妊婦の日」として専門家からのアドバイスやコンサートなどのイベントを実施している。40回以上の歴史を持つ。

■ は行 ■■■

発達障がい (P62、89)

比較的低年齢で現れ始める行動やコミュニケーション・対人交流、学習の問題を主とする脳の機能障害。広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、注意欠陥多動性障害、学習障害等があり、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合がある。知的な遅れを伴わない場合は、見た目で分かりにくく、周囲の理解が得られにくい。

ファミリーハウスあい (P70)

小児慢性特定疾病児等長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族が付き添いのために滞在できる木造2階建ての宿泊施設で、県立中央病院の南側に位置する。

ファミリーホーム (P40、85、87、88、117、119)

ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、養育者の家庭に児童を迎えて行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、基本的な生活習慣や豊かな人間性・社会性を養うこと等を目的として、児童の養育を

行う事業。

フィルタリングサービス (P82)

携帯電話事業者等が提供するサービスで、有害なサイトへのアクセス制限など、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるようにサポートする。

フッ化物洗口 (P79)

むし歯予防を目的に、一定濃度のフッ化ナトリウムを含む水溶液で30秒～1分間洗口（ぶくぶくうがい）すること。

不妊専門相談センター (P65)

不妊で悩む夫婦等を対象に、専門の医師等が不妊に関する相談指導・情報提供及び専門相談員の研修等を行う機関。愛媛県では心と体の健康センターに設置している。

フリースクール (P83、113)

一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

フレックスタイム制度 (P102)

一定期間（清算期間）においてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が各日の始業及び終業の時刻、労働時間を自ら決定できる制度。労働者は日々の都合に合わせて、仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。

放課後子ども教室 (P75、80、106、113)

すべての子どもを対象に、放課後や週末等に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進するもの。

放課後児童クラブ (P 32、37、39、43、49、75、89、106、111、114、116、117、136、143、145)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供するもの。

放課後児童支援員 (P43、75、89、99)

放課後児童クラブに配置され、クラブに参加する児童の放課後等の遊びや生活を支援する職員で、保育士などの資格を持ち、知事が行う研修を修了した者。

母子及び父子並びに寡婦福祉法 (P4、116)

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する福祉施策の中心となる法律。平成26年の法改正（平成26年10月1日施行）により、父子家庭への福祉の措置に関する章が創設され、法律名も母子及び寡婦福祉法から改称された。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）(P102)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現す

ることを目的として講じる暫定的な措置のこと。

母子父子寡婦福祉資金貸付金 (P113、118)

母子福祉資金は、母子家庭の母に対して必要な資金の貸付けを行い、経済的自立の支援や児童の福祉の増進を図るもの。同様に、父子家庭の父には父子福祉資金、寡婦には寡婦福祉資金の貸付制度がある。

母子・父子自立支援員 (P93、116、119、120、122)

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長及び福祉事務所設置町村長が委嘱する職員。ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。平成26年10月から、母子自立支援員を改称。

母子・父子自立支援プログラム策定員 (P116、119、120)

児童扶養手当受給者の個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、その自立促進を支援する。

■ ま行 ■■■

まもるくんの車 (P97)

タクシーや会社等の営業用車両に「まもるくん」ステッカーを貼付し、走行しての見守り・警戒活動によって、登下校中等の子どもを犯罪の被害から守ることを目的とした活動。

未熟児 (P62)

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

メンタルヘルス (P62)

精神面における健康のこと。女性のライフサイクルの中で、出産前後の期間はうつ病の出現率が高いとされており、出産や育児の不安に対する心のケアは大切である。

■ や行 ■■■

ユニバーサルデザイン (P99)

障がいの有無、年齢、性別、人権等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

URL

<https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html> (内閣府HP)

養育支援訪問事業 (P86、88、115)

市町が、乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及び保護者又は出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

要保護児童対策地域協議会 (P67、86、87、111、115、

119)

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき、市町が、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者を構成員として設置する協議会。

■ ら行 ■■■**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (P65)**

「性と生殖に関する健康・権利」のこと。1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議（ICPD）にて提唱された概念。

療育 (P62)

障がいのある子どもに対して、その成長や発達段階に応じた適切な治療・訓練・教育等を提供すること。

労働力人口 (P21、33)

15歳以上人口のうち、就業者（従業員及び休業者）と完全失業者を合わせたもの。

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

| 目標 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 実績 | | | | | | | | 目標値 (目標年度) |
|---------------------------------------|----------------------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-----|---|---|-----------------|
| | | | | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 目標達成率 | 前年比 | | | |
| | | | | →27 | →28 | →29 | →30 | | | | | |
| 第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ” | | | | | | | | | | | | |
| 1 次代の親づくり | | | | | | | | | | | | |
| 01 | イクメンメンターの養成数 | 0 人 (H27) | — | 26 | 37 | 37 | 37.0% | — | ↗ | ↗ | ↗ | 100 人 (R1) |
| 2 若者の自立と就労支援 | | | | | | | | | | | | |
| 01 | 若年求職者の就職者数(愛workにおける就職支援数) | 2,230 人 (H26) | 1,652 | 2,224 | 2,068 | 2,028 | 115.9% | ↘ | ↗ | ↘ | ↗ | 1,750 人 (H30) |
| 02 | 若年無業者の進路決定者数 | 190 人 (H25) | 125 | 118 | 105 | 112 | 56.0% | ↘ | ↘ | ↘ | ↗ | 200 人 (H30) |
| 03 | 産業技術専門校における就職率(H30～) | 90.2 % (H28) | — | — | 82.4 | 88.6 | — | — | — | ↘ | ↗ | 増加 (R1) |
| 03 | 日本版デュアルシステム訓練終了後の就職率(～H29) | 83.0 % (H25) | 86.7 | 92.9 | 92.9 | — | — | ↗ | ↗ | ↗ | — | 増加 (R1) |
| 3 良きパートナーとの出会いの支援 | | | | | | | | | | | | |
| 04 | えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数 | 7,800 組 (H26) | 9,494 | 11,033 | 12,351 | 14,042 | 78.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 18,000 組 (R1) |
| 第2目標「命の誕生」が心から祝福される“えひめ” | | | | | | | | | | | | |
| 1 切れ目ない妊娠婦・乳幼児への保健対策 | | | | | | | | | | | | |
| 05 | 妊娠満11週以内の妊娠届出率 | 87.6 % (H25) | 89.3 | 89.5 | 89.5 | 89.4 | — | ↗ | ↗ | ↗ | ↘ | 増加 (H30) |
| 06 | 全出生数中の低出生体重児の割合 | 9.0 % (H25) | 9.3 | 9.8 | 9.2 | 9.5 | — | ↘ | ↘ | ↗ | ↘ | 低下 (H30) |
| 07 | 1歳6か月児健康診査の未受診率 | 8.1 % (H25) | 6.4 | 5.3 | 5.3 | 4.4 | 90.9% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 4.0 % (H30) |
| 08 | 3歳児健康診査の未受診率 | 8.6 % (H25) | 7.0 | 5.9 | 6.1 | 4.3 | 139.5% | ↗ | ↗ | ↘ | ↗ | 6.0 % (H30) |
| 09 | むし歯のない3歳児の割合 | 78.2 % (H25) | 79.7 | 80.9 | 82.3 | 83.7 | — | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 90.0 % 以上 (H30) |
| 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 周産期死亡率(出生千対) | 4.7 (H25) | 2.7 | 3.1 | 5.1 | 1.9 | 205.3% | ↗ | ↘ | ↘ | ↗ | 3.9 (H30) |
| 11 | 新生児死亡率(出生千対) | 1.3 (H25) | 0.9 | 0.2 | 0.7 | 0.3 | 200.0% | ↗ | ↗ | ↘ | ↗ | 0.6 (H30) |
| 12 | 乳児死亡率(出生千対) | 2.3 (H25) | 1.4 | 1.6 | 1.3 | 1.4 | 100.0% | ↗ | ↘ | ↗ | ↘ | 1.4 (H30) |
| 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援 | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 不妊専門相談開設日数 | 64 日 (H25) | 60 | 69 | 68 | 64 | 100.0% | ↘ | ↗ | ↗ | ↗ | 64 日 (H30) |
| 第3目標「家族・地域の愛情」で育む“えひめ” | | | | | | | | | | | | |
| 1 地域で子どもを育む環境づくり(公的支援) | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数 | 396 回 (H25) | 430 | 420 | 406 | 403 | 80.6% | ↗ | ↘ | ↘ | ↗ | 500 回 (R1) |
| 15 | 「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数 | 59 企業 (H26) | 60 | 66 | 69 | 75 | 75.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 100 企業 (R1) |
| 16 | スマートフォン対応の子育てアプリダウンロード数 | 0 件 (H26) | 4,310 | 6,470 | 9,960 | 12,371 | 88.4% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 14,000 件 (R1) |
| 17 | 地域子育て支援拠点施設設置か所数 | 77 か所 (H26) | 82 | 86 | 87 | 88 | 94.6% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 93 か所 (R1) |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

| 目標 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 実績 | | | | | | | | 目標値 (目標年度) | |
|-------------------------------------|----|---|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----|-----|-----|---------------|----------------|
| | | | | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 目標達成率 | 前年比 | | | | |
| | | | | | | | | | -27 | -28 | -29 | -30 | |
| | 18 | 子育て世代包括支援センターの整備数 | 0 か所 (H26) | 0 | 0 | 2 | 12 | 240.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 5 か所 (R1) |
| 2 地域で子どもを育む環境づくり(民間と協働した支援) | | | | | | | | | | | | | |
| | 19 | ファミリー・サポート・センターの設置か所数 | 11 か所 (H26) | 11 | 12 | 12 | 12 | 85.7% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 14 か所 (R1) |
| | 20 | 「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数 | 1,900 件 (H26) | 1,898 | 1,747 | 1,930 | 2,182 | 101.5% | ↘ | ↘ | ↗ | ↗ | 2,150 件 (R1) |
| 3 安心できる小児医療体制の整備 | | | | | | | | | | | | | |
| | 21 | 小児救急輪番制の実施地域数 <small>(※救急医療対策事業)</small> | 2 地域 (H26) | 2 | 2 | 2 | 2 | 100.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 2 地域 (R1) |
| | 22 | 小児救急医療電話相談の実施日数 | 毎日 (H26) | 毎日 | 毎日 | 毎日 | 毎日 | 100.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 毎日 (R1) |
| | 23 | 県内医療機関等における新生児マスククリーニング検査の実施率 | 100 % (H25) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 100 % (H30) |
| 第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ” | | | | | | | | | | | | | |
| 1 幼児期の教育・保育の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 24 | 認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数 | 41,161 人 (H26) | 41,954 | 41,903 | 41,545 | 40,884 | 96.3% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 42,462 人 (R1) |
| | 25 | 延長保育の実利用者数 | 6,009 人 (H26) | 5,354 | 5,875 | 5,406 | 5,855 | 53.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 11,040 人 (R1) |
| | 26 | 一時預かり延べ利用者数 | 122,368 人 (H26) | 135,305 | 139,561 | 148,590 | 139,851 | 70.6% | ↗ | ↗ | ↗ | ↘ | 198,168 人 (R1) |
| | 27 | 地域型保育事業の実施か所数 | 0 か所 (H26) | 21 | 37 | 43 | 54 | 112.5% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 48 か所 (R1) |
| | 28 | 病児・病後児保育（ファミサポ事業【病児緊急対策強化事業を含む】）延べ利用者数 | 6,542 人 (H26) | 9,207 | 10,996 | 13,551 | 11,374 | 44.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↘ | 25,850 人 (R1) |
| | 29 | 子育て支援員認定数 | 0 人 (H26) | 351 | 547 | 718 | 864 | 69.1% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 1,250 人 (R1) |
| | 30 | 学校関係者評価の実施率 <small>(公立)</small> | 100 % (H25) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 100 % (H30) |
| | 31 | 私立幼稚園等における預かり保育実施園数 | 91 園 (H25) | 97 | 97 | 99 | 103 | 103.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 100 園 (R1) |
| | 32 | 認定こども園の認可・認定数 | 16 か所 (H26) | 32 | 46 | 60 | 74 | 77.1% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 96 か所 (R1) |
| 2 放課後児童対策の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 33 | 放課後児童クラブの登録児童数 | 9,817 人 (H26) | 11,124 | 12,496 | 13,427 | 14,142 | 100.3% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 14,096 人 (R1) |
| | 34 | 放課後子ども教室の設置数 | 79 か所 (H26) | 86 | 93 | 105 | 117 | 112.5% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 104 か所 (R1) |
| | 35 | 放課後児童支援員数 | 0 人 (H26) | 278 | 562 | 835 | 1,120 | 80.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 1,400 人 (R1) |
| 3 地域子ども・子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | |
| | 36 | 利用者支援事業実施か所数 | 0 か所 (H26) | 8 | 9 | 12 | 20 | 87.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 23 か所 (R1) |
| | 37 | 子育て短期支援（ショートステイ）実施か所数 | 10 か所 (H26) | 10 | 14 | 14 | 14 | 116.7% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 12 か所 (R1) |
| | 38 | 子育て短期支援（トワイライトステイ）実施か所数 | 7 か所 (H26) | 8 | 7 | 7 | 7 | 70.0% | ↗ | ↘ | ↗ | ↗ | 10 か所 (R1) |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

| 目標 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 実績 | | | | | | | | 目標値 (目標年度) |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|-------|-----|---|--------|-----------------------------|
| | | | | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 目標達成率 | 前年比 | | | |
| | | | | →27 | →28 | →29 | →30 | | | | | |
| 第5目標「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ” | | | | | | | | | | | | |
| 1 豊かな人間性と生きる力の育成 | | | | | | | | | | | | |
| 39 | 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数） | 23 回/年 (H25) | 64 | 48 | 44 | 42 | 161.5% | ↗ | ↘ | → | → | 26 回/年 (R1) |
| 40 | インターネットを体験したことのある高校3年生の割合 | 52.5 % (H25) | 54.9 | 56.2 | 61.9 | 59.3 | 110.8% | ↗ | ↗ | ↗ | → | 53.5 % (R1) |
| 41 | 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生） | 200 % (H25) | 203.0 | 209.6 | 210.6 | 210.4 | 102.6% | ↗ | ↗ | ↗ | → | 205 % (R1) |
| 42 | 総合型地域スポーツクラブの会員数 (H30～) | 6,461 人 (H29) | — | — | — | 5,790 | 81.5% | — | — | — | ↘ | 7,100 人 (H34) |
| 42 | 総合型地域スポーツクラブの設置数 (~H29) | 29 クラブ (H22年度末) | 41 | 41 | 42 | | | ↗ | → | ↗ | | 68 クラブ (H29) |
| 43 | 朝食を欠食する県民の割合（小・中学生） | 11.0 % (H24) | 小学生 5.3% 中学生 6.7% | 小学生 5.5% 中学生 6.9% | 小学生 5.4% 中学生 6.6% | 小学生 5.9% 中学生 7.8% | 小学生 94.1% 中学生 92.2% | ↗ | ↘ | ↗ | ↘ | 0 % (R1) |
| 2 魅力ある学校づくり | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 県立学校への学校評議員の設置率 | 100 % (H26) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | → | → | → | → | 100 % (R1) |
| 45 | 公立小中学校における学校評議員（類似制度含む。）の設置率 | 100 % (H25) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | → | → | → | → | 100 % (H30) |
| 46 | 「えひめ学校教育センター企業」登録企業・団体数 | 151 (H26) | 157 | 172 | 185 | 197 | 98.5% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 200 (R1) |
| 47 | 学校の耐震化率（県立学校施設） | 68.6 % (H25) | 92.5 | 96.6 | 100.0 | — (目標達成) | 100.0% | ↗ | ↗ | ↗ | → (終了) | 100 % (H29) |
| 48 | 学校の耐震化率（市町立小中学校） | 80.3 % (H26) | 87.1 | 91.6 | 94.8 | 95.2 | 97.3% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 97.8 % (R1) |
| 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり | | | | | | | | | | | | |
| 49 | 県立学校等での非行防止教室の開催率 | 100 % (H26) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | → | → | → | → | 100 % (R1) |
| 50 | 未成年の自殺死亡数 | 10 人 (H25) | 9 | 5 | 6 | 7 | — | ↗ | ↗ | ↘ | ↘ | 減少 (H29) |
| 51 | 十代の人口妊娠中絶率（人口千対） | 8.6 (H24) | 7.4 | 6.8 | 6.5 | 4.7 | — | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 減少 (H29) |
| 52 | 不登校児童数（小学校） | 164 人 (H25) | 185 | 207 | 243 | 323 | — | ↘ | ↘ | ↘ | ↘ | 減少 (H30) |
| 53 | 不登校生徒数（中学校） | 868 人 (H25) | 914 | 985 | 935 | 1,067 | — | ↘ | ↘ | ↗ | ↘ | 減少 (H30) |
| 54 | 不登校生徒数（県立学校等） | 259 人 (H25) | 213 | 208 | 203 | 282 | — | ↗ | ↗ | ↗ | ↘ | 減少 (R1) |
| 第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ” | | | | | | | | | | | | |
| 1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実 | | | | | | | | | | | | |
| 55 | 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実 | 中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保 | 電話受付対応のみ | 電話受付対応のみ | 電話受付対応のみ | 電話受付対応のみ | — | → | → | → | → | 中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保 |
| 56 | 一時保護所における環境改善（個別対応化） | 児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善 | 3 | 3 | 3 | 3 | — | → | → | → | → | 児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善 |
| 57 | 要保護児童対策市町職員研修の受講者数 | 0 名 (H26) | 13 | 14 | 28 | 20 | 33.3% | ↗ | ↗ | ↗ | ↘ | 60 名 (R1) |
| 58 | 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数 | 19 市町 (H26) | 全市町 | 全市町 | 全市町 | 全市町 | 100.0% | ↗ | → | → | → | 全市町 (R1) |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

| 目標 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 実績 | | | | | | | | 目標値 (目標年度) | |
|-----------------------------------|----|------------------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----|-----|-----|---------------|----------------|
| | | | | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 目標達成率 | 前年比 | | | | |
| | | | | | | | | | →27 | →28 | →29 | →30 | |
| | 59 | 養育支援訪問事業の実施市町数 | 9 市町 (H26) | 10 | 11 | 12 | 12 | 60.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 全市町 (R1) |
| | 60 | 児童養護施設・乳児院の改築 | 整備要望に対し、積極的に支援 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 2か所 | — | → | → | → | ↗ | 整備要望に対し、積極的に支援 |
| | 61 | 小規模化・地域分散化した施設数（児童養護施設・乳児院） | 6 施設 (H26) | 6 | 8 | 9 | 11 | 91.7% | → | ↗ | → | ↗ | 12 施設 (R1) |
| | 62 | 自立援助ホームの設置数 | 2 か所 (H26) | 2 | 2 | 3 | 4 | 100.0% | → | → | ↗ | ↗ | 4 か所 (R1) |
| | 63 | ファミリーホームの設置数 | 6 か所 (H26) | 7 | 8 | 11 | 12 | 150.0% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 8 か所 (R1) |
| | 64 | 養育里親の登録数 | 82 世帯 (H26) | 96 | 114 | 130 | 141 | 117.5% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 120 世帯 (R1) |
| | 65 | 里親・ファミリーホームへの児童の委託率 | 12.2 % (H26) | 12.4 | 12.6 | 15.8 | 16.9 | 100.6% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 16.8 % (R1) |
| | 66 | 児童心理治療施設の設置数 | 0 か所 (H26) | 0 | 1 | 1 | 1 | 100.0% | → | ↗ | → | → | 1 か所 (R1) |
| | 67 | 児童家庭支援センターの設置数 | 1 か所 (H26) | 1 | 1 | 1 | 1 | 33.3% | → | → | → | → | 3 か所 (R1) |
| 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート | | | | | | | | | | | | | |
| | 68 | 障害児通所支援の利用児童数 | 1,896 人 (H25) | 2,389 | 2,872 | 3,227 | 3,650 | 122.9% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 2,971 人 (R1) |
| | 69 | ふれあい親善大使の派遣(H29~) | 0 か所 (H28) | / | / | 222 | 250 | 138.9% | - | - | ↗ | ↗ | 180 か所 (R1) |
| | | 障害児ふれあい体験学習実施児童生徒数 (~H28) | 176 人 (H25) | 208 | 222 | / | / | / | ↗ | ↗ | - | / | 230 人 (R1) |
| | 70 | 個別の教育支援計画の作成率 | 96.9 % (H25) | 97.2 | 97.8 | 99.3 | 99.5 | 99.5% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 100 % (R1) |
| 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| | 71 | 就業支援講習会受講生の就業率 | 26.0 % (H23 ~25) | 42.9 | 58.8 | 42.9 | 61.5 | 184.7% | ↗ | ↗ | ↘ | ↗ | 33.3 % (R1) |
| | 72 | 自立支援教育訓練費受給者の就業率 | 100 % (H23 ~25) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | → | → | → | → | 100 % (R1) |
| | 73 | 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率 | 75 % (H23 ~25) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | → | → | → | → | 100 % (R1) |
| | 74 | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験給付金受給者の合格率 | - % | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 100 % (R1) |
| 第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ” | | | | | | | | | | | | | |
| 1 安心・安全なまちづくり | | | | | | | | | | | | | |
| | 75 | まもるくんの会社の設置数 | 10,227 か所 (H25) | 9,633 | 8,930 | 8,869 | 8,905 | — | ↘ | ↘ | ↘ | ↗ | 増加 (R1) |
| | 76 | まもるくんの車の設置数 | 9,282 台 (H25) | 5,905 | 5,587 | 5,583 | 5,592 | — | ↘ | ↘ | ↘ | ↗ | 増加 (R1) |
| | 77 | 防犯関係のボランティア団体数 | 448 団体 (H25) | 416 | 402 | 400 | 390 | — | ↘ | ↘ | ↘ | ↗ | 増加 (R1) |
| | 78 | L E D 信号機の整備数 | 8,686 灯 (H25) | 11,399 | 12,378 | 12,467 | 12,796 | — | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 増加 (R1) |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の進捗状況(平成30年度末)

| 目標 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 実績 | | | | | | | | 目標値 (目標年度) | |
|--------------------------------------|---------|---|-----------------------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|-------------------------|-----|-----|-----|---------------|-----------------------------|
| | | | | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 目標達成率 | 前年比 | | | | |
| | | | | → | ↗ | ↘ | ↙ | →27 | →28 | →29 | →30 | | |
| 2 保護者が実践する事故防止・防災対策 | | | | | | | | | | | | | |
| | 79 | チャイルドシート等の着用率 | 57.0 % (H25) | 51.0 | 59.2 | 52.3 | 38.6 | 38.6% | ↓ | ↗ | ↓ | ↓ | 100 % (R1) |
| 3 子育て家庭の遊び場等の整備 | | | | | | | | | | | | | |
| | 80 | 児童館の設置数 | 45 館 (H26) | 45 | 46 | 45 | 45 | 91.8% | → | ↗ | ↘ | → | 49 館 (R1) |
| | 81 | えひめこどもの城の来園者数 | 338,250 人 (H25) | 408,090 | 368,590 | 372,296 | 365,250 | 91.3% | ↗ | ↘ | ↗ | ↘ | 400,000 人 (R1) |
| | 82 | バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合 | 41.6 % (H25) | 56.4 | 57.4 | 57.9 | 60.6 | 106.3% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 57.0 % (R1) |
| 第3目標「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ” | | | | | | | | | | | | | |
| 1 子育てしやすい職場環境づくり(企業で) | | | | | | | | | | | | | |
| | 83 | 育児休業取得率 | 女性: 81.2 % (H25) 男性: 3.2 | 女性: 83.1 男性: 1.0 | — | 女性: 91.7 男性: 4.8 | — | 女性: 101.9% 男性: 48.0% | → | — | ↗ | — | 女性: 90.0 % 男性: 10.0 (R1) |
| | 84 | えひめ子育て応援企業※の認証件数 <small>※R1～「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」へ改称</small> | 511 社 (H25) | 562 | 582 | 620 | 643 | 98.9% | ↗ | ↗ | ↗ | ↗ | 650 社 (R1) |
| | 84 1 | えひめ子育て応援企業※の上位認証件数 <small>※R1～「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」へ改称</small> | 0 社 (H27) | — | 7 | 13 | 21 | 84.0% | — | ↗ | ↗ | ↗ | 25 社 (R1) |
| 2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し(家庭で) | | | | | | | | | | | | | |
| | 85 | 男女の地位が平等を感じる人の割合 | 25.5 % (H26) | 29.3 | — | 31.9 | — | 79.8% | ↗ | — | ↗ | — | 40 % (R2) |
| 3 子育てと仕事の両立支援(地域で) | | | | | | | | | | | | | |
| | 86 | 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合 | 48.4 % (H26) | 48.4 | 49.4 | 58.7 | 43.2 | — | → | ↗ | ↗ | ↘ | 向上 (R1) |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

| 施策 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 目標値 (目標年度) | 担当課 |
|--------------------------------|----|-----------------------------|------------------------|--------------------------------------|--------|
| 第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ” | | | | | 指標数: 6 |
| 1 次世代育成力の強化 | | | | | |
| | 01 | 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合 | 10.1% (H30) | 20.0% (R6) | 子育て支援課 |
| 2 若者の自立と就労支援 | | | | | |
| | 02 | 県内大学新規卒業者の就職決定率(全体) | 97.9% (H30) | 95.6%以上 ※リーマンショック前最高水準を維持 (R6) | 産業人材課 |
| | 03 | 県内大学新規卒業者の就職決定率(県内就職) | 48.4% (H30) | 増加 (R6) | 産業人材課 |
| | 04 | 若年無業者の進路決定者数 | 112人 (H30) | 200人 (R6) | 労政雇用課 |
| | 05 | 産業技術専門校における就職率 | 88.6% (H30) | 増加 (R6) | 労政雇用課 |
| 3 若者の多様な交流と出会いの支援 | | | | | |
| | 06 | えひめ結婚支援センターの成婚報告数 | 1,056組 (H30) | 1,800組 (R6) | 子育て支援課 |
| 第2目標「命の誕生」が心から祝福される“えひめ” | | | | | 指標数: 9 |
| 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 | | | | | |
| | 07 | 妊娠満11週以内の妊娠届出率 | 89.4% (H30) | 増加 (R6) | 健康増進課 |
| | 08 | 全出生数中の低出生体重児の割合 | 9.45% (H30) | 減少 (R6) | 健康増進課 |
| | 09 | 1歳6か月児健康診査の受診率 | 95.6% (H30) | 増加 (R6) | 健康増進課 |
| | 10 | 3歳児健康診査の受診率 | 95.7% (H30) | 増加 (R6) | 健康増進課 |
| | 11 | むし歯のない3歳児の割合 | 83.7% (H30) | 90%以上 (R6) | 健康増進課 |
| 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり | | | | | |
| | 12 | 周産期死亡率(出生千対) | 1.9 ※年次変動大 (H30) | 3.6 (R6) | 健康増進課 |
| | 13 | 新生児死亡率(出生千対) | 0.3 ※年次変動大 (H30) | 0.9 (R6) | 健康増進課 |
| | 14 | 乳児死亡率(出生千対) | 1.4 (H30) | 1.4 (R6) | 健康増進課 |
| 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援 | | | | | |
| | 15 | 不妊専門相談開設日数 | 64日 (H30) | 64日 (R6) | 健康増進課 |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

| 施策 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 目標値 (目標年度) | 担当課 |
|------------------------------------|----|-------------------------------|---------------|---------------|---------------------------|
| 第3目標「家族・地域の愛情」で育む“えひめ” | | | | | 指標数: 11 |
| 1 地域で子どもを育む環境づくり(公的支援) | | | | | |
| | 16 | 家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数 | 403回 | (H30) | 469回 (R6) 社会教育課 |
| | 17 | 「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数 | 75企業 | (H30) | 105企業 (R6) 社会教育課 |
| | 18 | 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の総ダウンロード数 | 12,371件 | (H30) | 24,000件 (R6) 子育て支援課 |
| | 19 | 地域子育て支援拠点施設設置か所数 | 88か所 | (H30) | 92か所 (R6) 子育て支援課 |
| | 20 | 子育て世代包括支援センター設置市町数 | 6市町 | (H30) | 20市町 (R6) 健康増進課 |
| 2 地域で子どもを育む環境づくり(民間と協働した支援) | | | | | |
| | 21 | 愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率 | 98 % | (H30) | 98 %以上 (R6) 子育て支援課 |
| | 22 | ファミリー・サポート・センターの設置か所数 | 12か所 | (H30) | 13か所 (R6) 子育て支援課 |
| | 23 | 「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数 | 2,182件 | (H30) | 2,400件 (R6) 子育て支援課 |
| 3 安心できる小児医療体制の整備 | | | | | |
| | 24 | 小児救急輪番制の実施地域数 | 4地域 | (R1) | 4地域 (R6) 医療対策課 |
| | 25 | 小児救急医療電話相談の実施日数 | 毎日 | (R1) | 毎日 (R6) 医療対策課 |
| | 26 | 県内医療機関等における新生児マスククリーニング検査の実施率 | 100% | (H30) | 100% (R6) 健康増進課 |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

| 施策 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 目標値 (目標年度) | 担当課 |
|-------------------------------------|----|--|------------------|-----------------|---------|
| 第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ” | | | | | 指標数: 14 |
| 1 幼児期の教育・保育の充実 | | | | | |
| | 27 | 待機児童数 | 25人 (R4) | 0人 (R6) | 子育て支援課 |
| | 28 | 施設型給付に係る処遇改善等加算Ⅱの取得率 | 74.30% (R3) | 80.40% (R6) | 子育て支援課 |
| | 29 | 一時預かりの実施施設数 | 220か所 (R3) | 273か所 (R6) | 子育て支援課 |
| | 30 | 病児・病後児保育(ファミサポ事業[病児緊急対策強化事業を含む])延べ利用者数 | 11,374人 (H30) | 21,280人 (R6) | 子育て支援課 |
| | 31 | 子育て支援員認定数 | 864人 (H30) | 2,056人 (R6) | 子育て支援課 |
| | 32 | 学校関係者評価の実施率(公立) | 100.0% (H30) | 100% (R6) | 義務教育課 |
| | 33 | 私立幼稚園等における預かり保育実施園数 | 103園 (H30) | 94園 (R6) | 子育て支援課 |
| | 34 | 認定こども園の認可・認定数 | 74か所 (H30) | 136か所 (R6) | 子育て支援課 |
| 2 放課後児童対策の充実 | | | | | |
| | 35 | 放課後児童クラブの登録児童数 | 14,142人 (H30) | 16,478人 (R6) | 子育て支援課 |
| | 36 | 放課後子ども教室の設置数 | 122か所 (R1) | 137か所 (R6) | 社会教育課 |
| | 37 | 放課後児童支援員数 | 1,120人 (H30) | 2,300人 (R6) | 子育て支援課 |
| 3 地域子ども・子育て支援の充実 | | | | | |
| | 38 | 利用者支援事業実施か所数 | 20か所 (H30) | 35か所 (R6) | 子育て支援課 |
| | 39 | 子育て短期支援(ショートステイ)実施市町数 | 7市町 (H30) | 12市町 (R6) | 子育て支援課 |
| | 40 | 子育て短期支援(トワイライトステイ)実施市町数 | 2市 (H30) | 11市 (R6) | 子育て支援課 |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

| 施策 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 目標値 (目標年度) | 担当課 |
|----------------------------------|---------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------|---------|
| 第5目標「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ” | | | | | 指標数: 17 |
| 1 豊かな人間性と生きる力の育成 | | | | | |
| | 41 | 「えひめ食文化普及講座」の実施回数 (小学生～大学生対象数) | 23回／年 (H25) | 26回／年 (R6) | 農産園芸課 |
| | 42 | インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合 | 59.3% (H30) | 62.0% (R6) | 高校教育課 |
| | 43 | 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合(高校生) | 210.4% ※豪雨災害復興支援により実績増 (H30) | 205% (R6) | 高校教育課 |
| | 44 | 総合型地域スポーツクラブの会員数 | 6,461人 (H29) | 7,100人 (R4) | 地域スポーツ課 |
| | 45 | 朝食を欠食する県民の割合(小学生) | 5.3% (H27) | 0% (R6) | 健康増進課 |
| 2 魅力ある学校づくり | | | | | |
| | 46 | 県立学校への学校評議員の設置率 | 100% (H30) | 100% (R6) | 高校教育課 |
| | 47 | 公立小中学校における学校評議員(類似制度含む。)の設置率 | 100% (H30) | 100% (R6) | 義務教育課 |
| | 48 | 「えひめ学校教育サポーター企業」登録企業・団体数 | 199件 (R1) | 218件 (R6) | 社会教育課 |
| | 49 | 県立学校の教室へのエアコン設置率 | 59.4% (R1) | 100% (R6) | 高校教育課 |
| | 50 | 県立学校の普通教室における電子黒板の整備率 | 28.4% (R1) | 100% (R6) | 高校教育課 |
| | 51 | 学校の耐震化率(市町立小中学校) | 80.3% (H26) | 100% (市町による) | 義務教育課 |
| 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり | | | | | |
| | 51 1 | 県の情報リテラシー向上アプリを授業などで活用した小中学校の割合 | 96.0% (R2) | 100% (R6) | 義務教育課 |
| | 51 2 | ネットトラブルにあっていない児童生徒の割合(小4～中3) | 82.6% (R2) | 90.0% (R6) | 義務教育課 |
| | 52 | 県立学校等での非行防止教室の開催率 | 100% (H30) | 100% (R6) | 高校教育課 |
| | 53 | 未成年の自殺死亡数 | 9人 (H27) | 6人 (R6) | 健康増進課 |
| | 54 | 十代の人口妊娠中絶率(人口千対) | 4.7 (H30) | 減少 (R6) | 健康増進課 |
| | 55 | 不登校児童数(公立小学校) | 323人 (H30) | 減少 (R6) | 義務教育課 |
| | 56 | 不登校生徒数(公立中学校) | 1067人 (H30) | 減少 (R6) | 義務教育課 |
| | 57 | 不登校生徒数(県立高校等) | 282人 (H30) | 減少 (R6) | 高校教育課 |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

| 施策 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 目標値 (目標年度) | 担当課 |
|--------------------------------------|----|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------|
| 第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ” | | | | | 指標数: 21 |
| 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実 | | | | | |
| | 58 | 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実 | 中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保 | 中央児童相談所に夜間休日の相談対応職員を確保 | 子育て支援課 |
| | 59 | 一時保護所における環境改善(個別対応化) | 児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善 | 児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善 | 子育て支援課 |
| | 60 | 要保護児童対策地域協議会における調整担当者(専門研修受講済)の配置 | 8市町 (H30) | 20市町 (R6) | 子育て支援課 |
| | 61 | 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数 | 全市町 (H30) | 全市町 (R6) | 子育て支援課 |
| | 62 | 養育支援訪問事業の実施市町数 | 12市町 (H30) | 全市町 (R6) | 子育て支援課 |
| 1 | 62 | ヤングケアラー支援団体数 | 0団体 (R4) | 3団体 (R6) | 子育て支援課 |
| | 63 | 児童養護施設・乳児院の改築 | 整備要望に対し、積極的に支援 | 整備要望に対し、積極的に支援 | 子育て支援課 |
| | 64 | 小規模化・地域分散化した施設数(児童養護施設・乳児院) | 11施設 (H30) | 12施設 (R6) | 子育て支援課 |
| | 65 | 自立援助ホームの設置数 | 4か所 (H30) | 6か所 (R6) | 子育て支援課 |
| | 66 | ファミリーホームの設置数 | 12か所 (H30) | 14か所 (R6) | 子育て支援課 |
| | 67 | 養育里親の登録数 | 141世帯 (H30) | 260世帯 (R6) | 子育て支援課 |
| | 68 | 里親・ファミリーホームへの児童の委託率 | 16.9% (H30) | 30.4% (R6) | 子育て支援課 |
| | 69 | 子ども家庭総合支援拠点を設置する市町数 | 0市町 (H30) | 20市町 (R6) | 子育て支援課 |
| | 70 | 児童家庭支援センターの設置数 | 1か所 (H30) | 3か所 (R6) | 子育て支援課 |
| 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート | | | | | |
| | 71 | 障害児通所支援の利用児童数 | 3,227人 (H29) | 4,917人 (R2) | 障がい福祉課 |
| | 72 | ふれあい親善大使の派遣 | 222か所 (H29) | 230か所 (R6) | 特別支援教育課 |
| | 73 | 個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率 | 87.5% (H30) | 100% (R6) | 特別支援教育課 |
| 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進 | | | | | |
| | 74 | 就業支援講習会受講生の就業率 | 54.4% (H28~30) | 60.0% (R6) | 子育て支援課 |
| | 75 | 自立支援教育訓練費受給者の就業率 | 100% (H28~30) | 100% (R6) | 子育て支援課 |
| | 76 | 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率 | 100% (H28~30) | 100% (R6) | 子育て支援課 |
| | 77 | ひとり親家庭学習支援ボランティアの実施市町数 | 6自治体 (H28~30) | 10自治体 (R6) | 子育て支援課 |

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の目標指標一覧

| 施策 | 番号 | 目標指標 | 基準値 (基準年度) | 目標値 (目標年度) | 担当課 |
|-------------------------------------|---|--------------------|---------------|--------------------|---------------------|
| 第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ” | | | | | |
| 1 安全・安心なまちづくり | | | | | |
| 78 | まもるくんの車(子どもの見守りを行う営業用車両)の登録数 | 5,592台 | (H30) | 増加 | (R6) 人身安全対策・少年課 |
| 79 | 不審者対応訓練の実施回数 | 365回 | (H30) | 増加 | (R6) 人身安全対策・少年課 |
| 80 | 児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数 | 262回 | (H30) | 増加 | (R6) 人身安全対策・少年課 |
| 81 | LED信号機の整備数 | 12,796 灯 | (H30) | 増加 | (R6) 交通規制課 |
| 2 保護者が実践する事故防止・防災対策 | | | | | |
| 82 | チャイルドシート等の着用率 | 59.1% | (R1) | 100% | (R6) 消防防災安全課 |
| 3 子育て家庭の遊び場等の整備 | | | | | |
| 83 | 児童館の設置数 | 45館 | (H30) | 45館 | (R6) 子育て支援課 |
| 84 | えひめこどもの城の来園者数 | 365,250 人 | (H30) | 450,000人 | (R5) 子育て支援課 |
| 85 | パリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合 | 63.3% | (R1) | 80.0% | (R6) 建築住宅課 |
| 第8目標「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ” | | | | | |
| 1 子育てしやすい職場環境づくり | | | | | |
| 86 | 育児休業取得率 | 女性91.7% 男性 4.8% | (H29) | 女性91.7% 男性80.0% | (R8) 労政雇用課 |
| 87 | えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数 | 643 件 | (H30) | 750 件 | (R6) 労政雇用課 |
| 88 | えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数 | 21 件 | (H30) | 50 件 | (R6) 労政雇用課 |
| 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し | | | | | |
| 89 | 男女の地位が平等と感じる人の割合（「平等になっている」とび「どちらかといえどどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計） | 40.1% | (R1) | 85.0% | (R12) 男女参画・県民協働課 |
| 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり | | | | | |
| 90 | 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合 | 40.5% | (R1) | 向上 | (R6) 子育て支援課 |